

滋賀県環境影響評価条例施行規則新旧対照表

旧	新
目次 第1章～第7章 省略 第8章 雑則（第54条・<u>第55条</u>） 付則 第1条～第55条 省略 （新設）	目次 第1章～第7章 省略 第8章 雑則（第54条―<u>第56条</u>） 付則 第1条～第55条 省略 <u>（条例第53条第2項の規則で定める地域）</u> <u>第56条 条例第53条第2項の規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域もしくは同号に掲げる工業専用地域となることが見込まれる地域または同法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画において専ら工場もしくは工業団地の用に供することとされており、もしくは供することとされることが見込まれる地域であって、次に掲げる区域または地域を含まないものとする。</u> <u>（1）砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域</u> <u>（2）自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域（以下「自然公園区域」という。）</u> <u>（3）地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域</u> <u>（4）河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域</u>

(水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項に規定する測定計画において測定の地点が定められている河川法第3条第1項に規定する河川（本流に限り、琵琶湖を除く。）に係るものに限る。）の境界 から200メートル以内の区域

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(6) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域または同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域

(7) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に掲げる森林地域（以下「森林地域」という。）

(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域または同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区

(10) 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第11条第1項に規定する滋賀県自然環境保全地域または同条例第19条第1項に規定する緑地環境保全地域

(11) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）第8条第1項に規定するヨシ群落保全区域（以下「ヨシ群落保全区域」という。）

(12) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀

付則 省略

別表第1（第4条関係）

事業の種類	要件
1 条例別表第1号に掲げる事業	(1)～(2) 省略 (3) 自然公園法 <u>（昭和32年法律第161号）</u> 第20条第1項または第73条第1項に規定する特別地域（以下この号および次号において単に「特別地域」という。）における道路の新設の事業（車線の数が2以上である道路（林道にあっては、幅員が5メートルを超える林道。次号において同じ。）の新設であって、当該特別地域における長さの合計が2キロメートル以上であるものに限る。） (4) 省略
2～9 省略	
10 条例別表第10号に掲げる事業	(1) 土石または砂利の採取（しゅんせつを含む。以下同じ。）の事業であって、採取が河川法 <u>（昭和39年法律第167号）</u> の適用を受ける琵琶湖および内湖（以下この項において「琵琶湖等」という。）において行われるもの（当該採取の区域の面積が5ヘクタール以上のものに限り、河川の管理および港湾の維持または保全に係るものを除く。）

県条例第4号）第21条第1項に規定する生息・生育地保護区

付則 省略

別表第1（第4条関係）

事業の種類	要件
1 条例別表第1号に掲げる事業	(1)～(2) 省略 (3) 自然公園法第20条第1項または第73条第1項に規定する特別地域（以下この号および次号において単に「特別地域」という。）における道路の新設の事業（車線の数が2以上である道路（林道にあっては、幅員が5メートルを超える林道。次号において同じ。）の新設であって、当該特別地域における長さの合計が2キロメートル以上であるものに限る。） (4) 省略
2～9 省略	
10 条例別表第10号に掲げる事業	(1) 土石または砂利の採取（しゅんせつを含む。以下同じ。）の事業であって、採取が河川法の適用を受ける琵琶湖および内湖（以下この項において「琵琶湖等」という。）において行われるもの（当該採取の区域の面積が5ヘクタール以上のものに限り、河川の管理および港湾の維持または保全に係るものを除く。）

	(2) 土石および砂利の採取の事業であつて、琵琶湖等以外の場所において行われるもの（当該採取の区域の面積が20ヘクタール（当該区域に <u>自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域（以下「自然公園区域」という。）</u> ）が1ヘクタール以上含まれる場合にあつては、10ヘクタール）以上であるものに限り、河川の管理に係るものを除く。） (3) 省略		(2) 土石および砂利の採取の事業であつて、琵琶湖等以外の場所において行われるもの（当該採取の区域の面積が20ヘクタール（当該区域に <u>自然公園区域が1ヘクタール以上含まれる場合にあつては、10ヘクタール）</u> 以上であるものに限り、河川の管理に係るものを除く。） (3) 省略
11 条例別表第11号に掲げる事業	(1) 省略 (2) 施行区域に森林地域（ <u>国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域をいう。以下同じ。）</u> ）が15ヘクタール以上含まれるもの (3) 省略	11 条例別表第11号に掲げる事業	(1) 省略 (2) 施行区域に <u>森林地域</u> が15ヘクタール以上含まれるもの (3) 省略
12～14 省略		12～14 省略	
15 条例別表第15号に掲げる事業	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法（ <u>昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設または騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場（以下「工場等」という。）の新設または増設の事業（条例の規定に基づきまたは条例付則第2項の行政指導</u>	15 条例別表第15号に掲げる事業	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設または騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場（以下「工場等」という。）の新設または増設の事業（条例の規定に基づきまたは条例付則第2項の行政指導等の定めるところに従

	等の定めるところに従って環境影響評価が実施された工業団地における事業であって、知事が別に定めるものを除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1)～(4) 省略 (5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地（次に掲げる土地の部分を除く。次号において同じ。）の面積が<u>10ヘクタール</u>以上であるもの ア・イ 省略 (6) 工場等の増設であって、当該工場等の敷地の面積が<u>10ヘクタール</u>以上増加するもの
--	--

省略

別表第2～別表第4 省略

別表第5（第37条関係）

区域等	条例第29条第1項の規則で定める行為
省略	
滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に關す

	って環境影響評価が実施された工業団地における事業であって、知事が別に定めるものを除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1)～(4) 省略 (5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地（次に掲げる土地の部分を除く。次号において同じ。）の面積が<u>20ヘクタール</u>（当該敷地に森林地域が<u>15ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>15ヘクタール</u>、自然公園区域が<u>1ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>10ヘクタール</u>）以上であるもの ア・イ 省略 (6) 工場等の増設であって、当該工場等の敷地の面積が<u>20ヘクタール</u>（増設に係る敷地に森林地域が<u>15ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>15ヘクタール</u>、自然公園区域が<u>1ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>10ヘクタール</u>）以上増加するもの
--	---

省略

別表第2～別表第4 省略

別表第5（第37条関係）

区域等	条例第29条第1項の規則で定める行為
省略	
ヨシ群落保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に關す

関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）第8条第1項に規定するヨシ群落保全区域	る条例第11条第1項もしくは第12条第1項の規定による許可、同条例第14条第1項の規定による届出に係る審査または同条例第17条第1項の規定による協議	る条例第11条第1項もしくは第12条第1項の規定による許可、同条例第14条第1項の規定による届出に係る審査または同条例第17条第1項の規定による協議
省略	省略	省略